

**第1条 (カード名称および条件等)**

1. JiMOCA (以下「本カード」と称します。) とは、株式会社山梨中央銀行 (以下「銀行」と称します。) と山梨中銀ディーシーカード株式会社 (以下「YDC」と称し、「銀行」「YDC」を合わせて「2社」と称します。) が共同で発行するカードで、1枚のカードでYDCの個人会員規約 (以下、同規約に係る特約等も含め「会員規約」と称します。) に定めるサービス (以下「クレジットカードサービス」と称します。) と銀行の「山梨中銀キャッシュサービス規定」、「山梨中銀ICキャッシュカード特約」、「山梨中銀ICキャッシュカード生体認証特約」、「山梨中銀デビットカードサービス取引規定」、「ローンカード規定」および「山梨中銀Pay-easy (ペイジー) 口座振替受付サービス規定」 (以下これらの規定を「キャッシュカード規定」と称します。) に定めるサービス (以下「キャッシュカードサービス」と称します。) を利用できるものとします。
2. 本カードは、このJiMOCA規定 (以下「本規定」と称します。)、会員規約、キャッシュカード規定を承認のうえカードの利用を申込み、2社が認めた方 (以下「契約者」と称します。) に対し交付します。
3. 本カードでは、キャッシュカードサービスをご利用いただく普通預金口座 (総合口座の普通預金も含みます。) がクレジットカードサービスのお支払口座 (以下「支払預金口座」と称します。) になります。
4. 本カードのお申込みは、個人の方のみとし、2社それぞれからお届出の住所宛に通知や連絡を行うことをご了解いただける方に限らせていただきます。なお、クレジットカードサービスの家族会員カード、キャッシュカードサービスの代理人カードをご希望の場合は、それぞれ専用のカードを発行しますので別途お申込みをしてください。

**第2条 (貸与・管理・回収)**

1. 本カードの所有権は、銀行およびYDCに帰属します。契約者へは2社の承認のもとに貸与するものとします。
2. 契約者は、善良なる管理者の注意をもってカードを使用・管理するものとし、第三者に貸与または占有もしくは使用されてはなりません。
3. 銀行またはYDCのいずれかより本カードの返却の要請があった場合は、契約者は、その要請に従って本カードを返却するものとします。

**第3条 (申込・審査)**

1. 本カードのお申込みに際しては、2社に対し、クレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスを、一括してお申込みいただくこととなります。本カードのお申込みを銀行の店頭で受付ける場合は、本カードのクレジットカードサービスのお申込みについては、銀行がYDCに取り次ぎ、YDCがご利用資格の審査をさせていただきます。本カードの交付はこの審査が終了した後になります。
2. 前項のクレジット利用資格の審査結果で資格を満たさない場合は、YDCからお届出の住所宛に通知状を郵送いたします。
3. 前項の場合であっても、申込口座に他のキャッシュカードの契約がない場合は、銀行は、特に申込者ご本人の申出がない限り、キャッシュカードサービスに係るお申込みを有効なものとして取扱い、所定の手続を経た後にICキャッシュカードを発行のうえ、お届出の住所宛に送付します。

**第4条 (カードの作成・交付)**

1. 2社は、本カードを2社が指定する第三者に委託して作成することができるものとします。  
また、カードの交付についても、2社が指定する委託先からお届出の住所宛に送付することができるものとします。
2. 本カードが、ご不在などの理由により不送達となり、返送された場合には、銀行またはYDCで所定の期間保管します。その後所定の期間を経過した場合は、お申込みはなかったものとして当該カードは破棄しますので、ご利用をご希望の場合は、改めて本カードのお申込みをしてください。

**第5条 (記載事項・有効期限)**

1. 本カードについては、次の事項を記載します。
  - ① クレジットカード会員番号
  - ② 支払預金口座の口座番号
  - ③ 契約者名
  - ④ カード有効期限
2. 前項③の契約者名は、本カードの申込書記載の契約者名または、申込書記載のカード表記用のお名前で表記させていただきます。このお名前はローマ字で表記されるため、銀行にお届出の支払預金口座の口座名義の表記とは一致しないことがあります。  
なお、本カードのお申込みについては、支払預金口座の口座名義にかかわらず屋号付きの名称・通称は受付できません。
3. 本条第1項④のカード有効期限はカードに記載された年月の末日までとし、本カードのクレジットカードサービスとキャッシュカードサービスと共に共通の有効期限です。当該有効期限経過後は、当該カードによるクレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスの利用はできなくなります。
4. 本カードの交付を受けた場合は、直ちにカード裏面の所定の場所に契約者ご本人が署名をしてください。この署名はクレジットカードサービスの利用の際に必要に応じて使用していただくものであり、この署名がない場合にはクレジットカードサービスを利用いただけない場合があります。

**第6条 (有効期限更新時の取扱い)**

1. 本カードの有効期限が到来する場合、2社が引き続き利用者として承認する契約者に対しては、有効期限を更新した新しいカードを送付します。  
なお、カードの作成および交付については、第4条に準じます。この場合、有効期限を経過したカードは、契約者ご本人の責任において破棄してください。
2. 前項の場合において2社がクレジットカードサービスの有効期限の更新を承認しない場合は、クレジットカードサービスとともに本カードによるキャッシュカードサービスも有効期限をもって終了します。この場合、YDCからお届出の住所宛に通知状を郵送いたしますので、当該カードは契約者ご本人の責任において破棄してください。
3. 前項の場合、申込口座に他のキャッシュカードの契約がない場合は、銀行は特に契約者ご本人の申出がない限り、銀行との間のキャッシュカードサービス利用契約は継続するものとし、所定の手続を経た後にICキャッシュカードを発行のうえ、お届出の住所宛に送付します。

**第7条 (カードの盗難・紛失等)**

1. 契約者は、本カードを盗難、紛失その他の事由により喪失した場合には、YDCおよび銀行の双方に速やかに連絡するとともに、警察へ届出してください。
2. 前項の場合において契約者から連絡を受けたYDCは、その判断により銀行にカードを喪失した旨の連絡があったことを通知することができるものとします。銀行が連絡を受けた場合も同様です。2社は、この通知に基づき本条第3項と同様に当該カードの利用停止などの措置を講じます。
3. 本条第1項の連絡を受けた場合は、YDCおよび銀行は、カード喪失連絡内容の確認などそれとの所定の手続に従って、本カードによるクレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスの利用を一時停止します。YDCおよび銀行のシステムが休止している間に連絡を受けた場合には、システムの休止期間終了後に遅滞なく同様の措置をとります。これは本カードのご利用の安全を図るための措置であり、カード喪失の連絡における契約者の誤りなどでカードが利用できないことが生じても2社は過失のない限り責任を負いません。
4. 本カードの盗難、紛失等により、他人にカードを使用され被害にあった場合の責任の区分は、その被害がクレジットカードサービスによるものは会員規約、キャッシュカードサービスによるものはキャッシュカード規定によるものとします。
5. 本カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、銀行の取引店で所定の手続きを行ってください。この場合、相当の期間をおき、保証人を求めることがあります。また、所定の再発行手数料をいただきます。

**第8条 (偽造カード等が使用された場合の責任の区分)**

偽造または変造カードを使用され被害にあった場合の責任の区分は、その被害がクレジットカードサービスによるものは会員規約、キャッシュカードサービスによるものはキャッシュカード規定によるものとします。

**第9条 (使用不能)**

1. 本カードについてカードの使用不能が生じた場合は、ご利用できないサービスがクレジットカードサービスのときはYDCに、キャッシュカードのときは銀行の取引店にご照会ください。
2. 本カードの使用不能に伴ってカードの再作成が必要な場合には、一旦カード取引を解約のうえ作成し直すことになりますので、契約者は本カードの取引店で所定の手続きを行ってください。この場合、所定の再発行手数料をいただくことがあります。

## 第10条（届出事項の変更）

- 住所・氏名・電話番号・勤務先など本カードについての届出事項に変更があった場合、または支払預金口座を変更する場合には、契約者は、速やかに銀行の取引店に所定の書面により届出ください。YDCへの届出は銀行が取り次ぎます。この届出の前に生じた損害については責任を負いません。
- 氏名に変更があった場合および支払預金口座を銀行の他の普通預金に変更する場合には、カードを作成し直す必要がありますので、前項のお届出の際に本カードを返却してください。  
なお、取引店移管の場合も同様とします。
- 支払預金口座を銀行以外の金融機関に変更する場合は、本カード取引は解約となりカードは無効となります。この場合、契約者は会員規約に定める届出を銀行の取引店に所定の書面により行うものとし、銀行からYDCに書類を取り次ぎます。  
なお、届出の際には、本カードを返却してください。
- 第9条および本条第2項によりカード再作成が必要となる場合は、新しいカードが交付されるまでの間は本カードによるクレジットカードサービスの利用はできません。これに伴って損害が発生しても、2社は過失のない限り責任を負いません。
- 本カードの申込口座に他のキャッシュカードの契約がある場合は、当該カードおよび通帳によるキャッシュカードサービスは前項にかかわらず継続して利用できるものとします。これに伴って損害などが発生しても、2社は過失のない限り責任を負いません。

## 第11条（カード種類の変更）

- 本カードのクレジットカードサービスに関するカード種類を変更する場合は、契約者は銀行の取引店で、一旦カード取引を解約のうえ、あらためて希望するカード種類を申込んでください。この場合、当該カードを返却していただき、あらためて2社においてご利用資格の審査をさせていただくことになります。
- 前項の場合、新しいカードが交付されるまでの間は、クレジットカードサービスの利用ができなくなります。ただし、本カードの申込口座に他のキャッシュカードの契約がある場合は、当該カードによるキャッシュカードサービスは前項にかかわらず継続して利用できるものとします。これに伴って損害などが発生しても、2社は過失のない限り責任を負いません。

## 第12条（利用の停止）

- 2社は、契約者が本規定または会員規約もしくはキャッシュカード規定に違反したとき、または違反するおそれがあると判断したときには、クレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスの利用を停止することができるものとします。  
また、この場合において2社は契約者に特に催告することなく本カードが利用可能な現金自動支払機・現金自動預入支払機（以下「ATM」と称します。）や、2社およびYDCの加盟店を通じて本カードの回収をすることができるものとします。これに伴って、損害などが発生しても、2社は過失のない限り責任を負いません。
- 本カードのクレジットカードサービスの利用について、本カードが契約者ご本人以外の者によって利用されている疑義が生じた場合、契約者ご本人のクレジットカード会員番号が第三者に流用されている疑義が生じた場合、またはその他本カードの利用について第三者による不正利用の疑義が生じた場合には、YDCは本カードによるクレジットカードサービスによる取引の安全を確保するため、当該契約者ご本人にかかる本カードのクレジットカードサービスの利用を停止することができるものとします。ただし、YDCはサービスの利用の停止について事前・事後にかかわらず速やかに契約者に連絡します。これに伴って、損害などが発生しても、YDCは過失のない限り責任を負いません。
- 前項の場合、銀行は本カードのキャッシュカードサービスについてYDCからの連絡または銀行の判断により利用を停止することができるものとします。  
ただし、銀行はサービスの利用について事前・事後にかかわらず速やかに契約者に連絡します。これに伴って、損害などが発生しても、2社は過失のない限り責任を負いません。
- 本カードのキャッシュカードサービスの利用について、本条第2項に記載された疑義が生じた場合には、銀行は前項と同様にキャッシュカードサービスの利用を停止することができるものとします。  
また、2社は本条第2項と同様にクレジットカードサービスの利用を停止することができるものとします。  
これに伴って、損害などが発生しても、2社は過失のない限り責任を負いません。

## 第13条（契約者情報）

- 本カードの利用に関しては、2社が相互に、クレジットカード会員番号、預金口座番号、住所、氏名、生年月日、電話番号、勤務先などの契約者の属性情報、その他本カードについての契約者に関する情報（※）、および本カードに一体化されたクレジットカードの利用内容とキャッシュカードの普通預金に関する取引内容を以下の目的で使用するために必要な範囲で提供することについて、契約者はあらかじめ同意するものとします。
  - 本カードの発行、交付、その他本カードの業務を遂行するため
  - 契約者へ2社が取扱う商品・サービスのご案内を行なうため

（※）その他本カードの契約者に関する情報とは、第3条（申込・審査）、第6条（有効期限更新時の取扱い）、第7条（カードの盗難・紛失等）、第9条（使用不能）、第11条（カード種類の変更）、第12条（利用の停止）、第14条（解約・会員資格の取消等）など各々手続上必要な事項を指します。
- 2社が本カードに関する情報処理または事務処理を委託する第三者に、その処理に必要な範囲で本カードの契約者情報を開示することに、契約者はあらかじめ合意するものとします。
- 2社および2社が業務を委託する第三者は、保有する契約者の情報を厳正に管理し、契約者のプライバシー保護のために十分に注意を払うとともに、契約者の情報を本カード業務の目的外には使用しないものとします。

## 第14条（解約・会員資格の取消等）

- 契約者は、本カードの利用契約をいつでも解約することができるものとします。  
ただし、解約にあたっては、所定の書面を銀行の取引店に本カードとともに提出してください。
- 本カードについてクレジットカードサービスのみ、またはキャッシュカードサービスのみを解約することはできません。  
この場合は、前項により本カード取引を解約してあらためてクレジットカードサービスもしくはキャッシュカードサービスを申込んでください。
- 本カードのクレジットカードサービスについては、会員規約に基づいて2社が会員資格を取消すことができるものとします。本カードの契約者が2社において会員資格を取消された場合は、銀行は本カードのキャッシュカードサービスにかかる契約を特に契約者に事前に通知することなく解約することができるものとします。これに伴って、損害などが発生しても、2社は過失のない限り責任を負いません。
- 前項のほかに、2社は契約者が本規定または会員規約もしくはキャッシュカード規定に違反したと認めた場合には、本カードの利用契約を特に契約者に事前に通知することなく解約できるものとします。  
これに伴って、損害などが発生しても、2社は過失のない限り責任を負いません。

## 第15条（利用・誤操作）

- 本カードの利用については、本カードの表面の指示に従ってクレジットカードサービスとキャッシュカードサービスとをそれぞれ間違いないように利用してください。
- 本カードの利用について、ATMなどに本カードを挿入する方向を誤るなどによって取引が行われた場合であっても、本カードが会員規約ならびにキャッシュカード規定およびATMなどの所定の案内のとおりに利用された場合は、当該取引は有効なものとして取扱います。当該取引の取消または訂正はできません。

## 第16条（規定の変更）

- 本規定の内容を変更する場合は、原則として変更内容を店頭等に掲示するなどの方法で周知し、当該周知をもって変更の効力が生じるものとします。
- 本カードの再発行にかかる手数料は、諸般の情勢により変更することができます。
- 変更日以降は変更後の規定にしたがうものとし、この変更によって生じた損害は2社に過失のない限り契約者が負担するものとします。

## 第17条（準拠法・規定の適用・合意裁判管轄）

- 本カードにかかる契約に関する準拠法は全て日本法とします。
- 本規定は、会員規約およびキャッシュカード規定のほか普通預金規定・総合預金取引規定・振込規定その他銀行の定める規定に優先して適用されるものとし、本特約とこれらの規約または規定に矛盾、抵触がある場合には、本特約が適用されます。また、本規定において特に定めがない場合は、クレジットカードサービスについては会員規約を適用します。  
また、キャッシュカードサービスについては、キャッシュカード規定のほか、普通預金規定・総合預金取引規定・振込規定その他銀行の定める規定を適用します。
- 本規定によるキャッシュカードサービスに関して訴訟の必要性が生じた場合には、甲府地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。本規定によるクレジットカードサービスに関して訴訟の必要性が生じた場合の合意管轄裁判所については、会員規約の定めるところによります。

以上

E00294

(700345) 25.12 YW TG2407012

33348 (GP) 2025.12